

## 明治学院大学学生奨学援助規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第1条および第33条に基づき、奨学金を給付することにより、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とする。

(種類)

第2条 前条の目的を達成するために明治学院大学奨学金（以下「奨学金」という。）を次の通り定める。

- (1) 明治学院大学学業優秀賞
  - (2) 明治学院大学へボン給付奨学金
  - (3) 明治学院大学認定留学（長期）奨学金
  - (4) 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞
- 2 明治学院大学学業優秀賞は、学業・人物とも優秀であると認定された学生に対して給付するものとする。
- 3 明治学院大学へボン給付奨学金は、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された学生に対して給付するものとする。
- 4 明治学院大学認定留学（長期）奨学金は、外国の大学において学ぶ目的を有し、かつ学業・人物とも優秀であると認定された学生に対して給付するものとする。
- 5 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞は、学業・人物とも優秀であると認定された本学における外国人留学生に対して給付するものとする。

(資金)

第3条 奨学金の資金は大学経常収入をもってあてる。

(選考および決定)

第4条 奨学生の選考は、学生部委員会で審査し、学長が決定する。

(事務)

第5条 奨学金の事務は学生部が取り扱う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学生部委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第7条 第2条に規定する各奨学金の施行手続きは、各奨学金細則に定める。

付則

1 本規程は1983年4月1日より施行する。

(中略)

8 2011年4月1日一部改正施行（第2条(2)(3)の名称変更、(5)の削除、第2条3・4、第2条6の削除、第4条、第6条）

### 明治学院大学学業優秀賞に関する細則

(給付)

第1条 明治学院大学学業優秀賞は、現金その他の方法により奨

学金として支給する。

2 奨学金の給付額は、別に定める。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度限りとする。ただし、第3条の要件を満たすときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 学業・人物とも優秀で、かつ修学上支障のない健康状態を有する2年次以上の学生で、在学年次4年以内の者（休学期間を除く。）を対象とする。

2 前項の在学年次要件期間の定めにかかわらず、編入生で「編入生」認定単位が実質該当年次標準単位に満たない者には、在学年次5年（休学期間を除く）まで認めることができる。ただし、編入学時より3年以内を限度とする。

3 前年度に学則第34条による懲戒処分を受けた者は出願できない。

4 休学中または留学中の者は出願できない。

(受給者数)

第4条 学部学科ごとに各学年の人数配分を決定する。人数配分については別に定める。

(出願手続)

第5条 学生部は、第3条に規定する出願資格を満たす者のうちから、各学科成績上位者を候補者として選定し、学生部から個別に連絡する。

2 学生部から連絡を受けた候補学生は、次の出願書類を指定期日までに提出するものとする。

(1) 指定様式の願書

(2) 成績表

(告知および支給期日)

第6条 候補学生への告知期間および支給期日は毎年度始めに発表する。

(選考基準)

第7条 選考は前年度に取得した学業成績および人物評価で行う。

(返還義務)

第8条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、および学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 本細則は2004年4月1日から施行する。

(中略)

3 2011年4月1日 一部改正施行（第1条、第3条、第5条、第6条、第9条）

## 明治学院大学へボン給付奨学金に関する細則

(給付額)

第1条 明治学院大学へボン給付奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は、奨学生の経済的事情に応じて学生部委員会で決定されるが、最高限度額を年間授業料の半額に年間施設費の半額を加算した額とする。

(給付回数)

第2条 奨学金の募集は秋学期のみ行い、給付は原則として当該年度秋学期と翌年度春学期とする。ただし、4年次生は当該年度秋学期のみとする。

2 前項において、春学期の給付を受けるためには、秋学期に春学期継続希望の申請をし、かつ春学期に更新手続きを行わなければならない。

(出願資格)

第3条 出願者は次の要件を満たしていなければならない。要件を満たしているときは毎年出願することができる。

- (1) 経済的援助が必要であると認められる学生で、修学上支障のない健康状態を有する者。
- (2) 日本学生支援機構奨学金、その他の貸与奨学金を受給している者。または、当該年度、日本学生支援機構奨学金（2年次生以上は第二種奨学金に出願した者）、その他の貸与奨学金に出願したが採用とならなかった者。
- (3) 原則として在学年次の標準単位を取得している者。ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとらわれない。
- (4) 在学年次4年以内の者（休学期間を除く）。ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる。

2 次の者は前項各号の規定にかかわらず出願することができない。

- (1) 当該年度、日本学生支援機構奨学金その他の貸与奨学金に出願したにもかかわらず、推薦または採用を自ら辞退した者。
- (2) 休学または留学中の者。
- (3) 外国人留学生。

(募集および支給期日)

第4条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(特別措置)

第5条 家計急変により学業継続が困難となった者は、第3条第1項第2号または同条第2項第1号の規定にかかわらず、在学中1回限り、随時応募することができる。この場合、公的の証明書、またはこれに代わる書類を提出し、学生部長の審査を受け、学長が決定することができる。この決定をしたときは、遅滞なく学生部委員会に報告し、

その承認を得なければならない。

(重複受給の禁止)

第6条 保証人会へボン給付奨学金と重複して給付を受けることはできない。

(出願手続)

第7条 応募者は次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 父母の所得を証明する書類
- (3) その他大学が指定する書類

(更新手続)

第8条 春学期更新手続者は、次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生カード更新用紙
- (2) 前号において秋学期出願時と父母の勤務先に変更が生じた場合、または秋学期出願時無職だった父母が就職した場合は、該当者の所得を証明する書類
- (3) その他大学が指定する書類

(虚偽申告)

第9条 第7条または第8条において、故意に虚偽申告を行い奨学金の給付を受けたことが判明した場合は、すでに支給された奨学金を返還しなければならない。

2 返還の金額については、学生部委員会で決定する。

(選考基準)

第10条 奨学生の選考は次にあげる基準をもって行う。

- (1) 家計上の修学困難度
- (2) 面接

(返還義務)

第11条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、休学または学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定する。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は2011年4月1日より施行する。
- 2 この細則の制定に伴い、「明治学院大学学業支援奨学金に関する細則」を廃止する。

## 明治学院大学認定留学（長期）奨学金 に関する細則

(給付)

第1条 明治学院大学認定留学（長期）奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は学生部委員会で決定する。

(給付回数)

第2条 給付は、在学中1回のみとする。

(出願資格)

第3条 奨学金は、明治学院大学学生国際交流規程第8条による  
国外認定留学を許可された1学期以上在学した学生で、  
在学年次4年以内の者（4年次の10月から留学する者  
を含む。）に限り出願することができる。

(出願手続)

第4条 出願希望者は次の書類を指定の期日までに提出しなけれ  
ばならない。

(1) 願書

(募集期間)

第5条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(返還義務)

第6条 この奨学金に返還の義務はない。ただし、受給年度内に  
退学、除籍または学則第34条による懲戒処分を受けた  
者および明治学院大学学生国際交流規程第16条により  
留学生資格の取消された者については、すでに支給し  
た奨学金を返還させることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定  
する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会  
の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定により、「明治学院大学国外留学生奨学金  
に関する細則」は廃止する。
- 3 この細則は、2012年4月1日から施行する。（第3条  
出願資格変更）

## 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞 に関する細則

(給付)

第1条 明治学院大学外国人学業優秀賞は、現金その他の方法に  
より奨学金として支給する。

2 奨学金の給付額は、別に定める。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度限りとする。ただし、第3条の  
要件を満たしているときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 学業・人物とも優秀で、かつ修学上支障ない健康状態  
を有する2年次以上の学生で、在学年次4年以内の者  
（休学期間を除く。）を対象とする。

2 前年度に学則第34条による懲戒処分を受けた者は出願  
できない。

3 休学中または国外留学中の者は出願できない。

4 国際キャリア学科在籍の外国人留学生は出願できない。

(受給者数)

第4条 人数配分については別に定める。

(出願手続)

第5条 学生部は、第3条に規定する出願資格を満たす者のうちか  
ら、各学年の成績上位者を候補者として選定し、学生部か  
ら個別に連絡する。

2 学生部から連絡を受けた候補学生は、次の出願書類を指定  
期日までに提出するものとする。

(1) 指定様式の願書

(2) 成績表

(告知および支給期日)

第6条 候補学生への告知期間および支給期日は毎年度始めに発表  
する。

(選考基準)

第7条 選考は前年度に取得した学業成績および人物評価で行う。

(重複受給)

第8条 この賞は、学業優秀賞と重複受給することができない。その  
他の学内奨学金については、重複受給を妨げない。

(返還義務)

第9条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に  
退学、除籍、および学則第34条による懲戒処分を  
受けた者については、すでに支給した奨学金を返還させ  
ることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定  
する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の  
承認を得るものとする。

付則

1 本細則は、2004年4月1日より施行する。

(中略)

3 2011年4月1日 一部改正施行（第1条、第3条、  
第5条、第6条、第8条、第10条）。

## 保証人会学生奨学援助規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的事情により修学が困難であり、かつ学業継続の意思のある者に対し、奨学金として学資を支給することにより、学部学生の人材育成に寄与することを目的とする。

(種類)

第2条 前条の目的を達成するために保証人会奨学金（以下「奨学金」という。）を次の通り定める。

(1) 保証人会へボン給付奨学金

(2) 保証人会外国人留学生奨学金

2 保証人会へボン給付奨学金は、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された学生に対して給付するものとする。

3 保証人会外国人留学生奨学金は、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された、本学における外国人留学生に対して給付するものとする。

(資金)

第3条 奨学金は、当該年度の保証人会予算に計上された資金の中から支給する。

(選考および報告)

第4条 奨学生の選考は、学生部委員会に委嘱する。学生部委員会は、この選考結果を直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(運営および事務)

第5条 保証人会委員会は、次の事項を決定する。

(1) 奨学金に関する方針決定

(2) 奨学金に関する予算案の作成

2 学生部は、奨学金の運営に関する事務を執行する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本会規約第10条による委員会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は2011年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い「保証人会奨学金規程」を廃止する。

## 保証人会へボン給付奨学金に関する細則

(給付額)

第1条 保証人会へボン給付奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は、奨学生の経済的事情に応じて学生部委員会で決定されるが、最高限度額を年間授業料の半額に年間施設費の半額を加算した額とする。

(給付回数)

第2条 奨学金の募集は秋学期のみ行い、給付は原則として当該年度秋学期と翌年度春学期とする。ただし、4年次生は当該年度秋学期のみとする。

2 前項において、春学期の給付を受けるためには、秋学期に春学期継続希望の申請をし、かつ春学期に更新手続きを行わなければならない。

(出願資格)

第3条 出願者は次の要件を満たしていなければならない。要件を満たしているときは毎年出願することができる。

(1) 経済的援助が必要であると認められる学生で、修学上支障のない健康状態を有する者。

(2) 日本学生支援機構奨学金、その他の貸与奨学金を受給している者。または、当該年度、日本学生支援機構奨学金（2年次生以上は第二種奨学金に出願した者）、その他の貸与奨学金に出願したが採用とならなかった者。

(3) 原則として在学年次の標準単位を取得している者。ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとらわれない。

(4) 在学年次4年以内の者（休学期間を除く）。ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる。

2 次の者は前項各号の規定にかかわらず出願することができない。

(1) 当該年度、日本学生支援機構奨学金その他の貸与奨学金に出願したにもかかわらず、推薦または採用を自ら辞退した者。

(2) 休学または留学中の者。

(3) 外国人留学生。

(募集および支給期日)

第4条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(重複受給の禁止)

第5条 明治学院大学へボン給付奨学金と重複して給付を受けることはできない。

(出願手続)

第6条 応募者は次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 父母の所得を証明する書類

(3) その他大学が指定する書類

(更新手続)

第7条 春学期更新手続者は、次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生カード更新用紙
- (2) 前号において秋学期出願時と父母の勤務先に変更が生じた場合、または秋学期出願時無職だった父母が就職した場合は、該当者の所得を証明する書類
- (3) その他大学が指定する書類

(虚偽申告)

第8条 第6条または第7条において、故意に虚偽申告を行い奨学金の給付を受けたことが半明した場合は、すでに支給された奨学金を返還しなければならない。

- 2 返還の金額については、学生部委員会で決定し、結果を直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(選考基準)

第9条 奨学生の選考は次にあげる基準をもって行う。

- (1) 家計上の修学困難度
- (2) 面接

(返還義務)

第10条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、休学または学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

- 2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定し、結果を直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、本会規約第10条による委員会の承認を得るものとする。

付則

- 1 本規程は2011年4月1日より施行する。

## 保証人会外国人留学生奨学金に関する細則

(給付額)

第1条 保証人会外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は、面接、成績、作文の総合審査に応じて学生部委員会で決定されるが、最高限度額を年間授業料の半額とする。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度1回限りとする。ただし、第3条の要件を満たしているときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 出願者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 経済的援助が必要であると認められる正規留学生で、修学上支障のない健康状態を有する者。
- (2) 貸与・給付を問わず、他からの月額奨学金として日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費以上

の金額を支給されていない者。

- (3) 原則として在学年次の標準単位を取得している者。ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとらわれない。

- (4) 在学年次4年以内の者（休学期間を除く）。ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる。

- 2 休学または留学中の者は、前項各号の規定にかかわらず出願することができない。

(募集および支給期日)

第4条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(出願手続)

第5条 応募者は次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 成績表
- (3) 作文
- (4) その他大学が指定する書類

(虚偽申告)

第6条 第5条において、故意に虚偽申告を行い奨学金の給付を受けたことが半明した場合は、すでに支給された奨学金を返還しなければならない。

- 2 返還の金額については、学生部委員会で決定し、直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(選考基準)

第7条 奨学生の選考は次にあげる基準の総合審査をもって行う。

- (1) 面接
- (2) 成績
- (3) 作文

(返還義務)

第8条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、休学または学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

- 2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定し、直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、本会規約第10条による委員会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は2011年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定に伴い「保証人会外国人留学生奨学金運用規程」を廃止する。